

「マンチエスター＝ロンドン枢軸」の逆襲？

——イギリス東インド貿易商人のロンドン銀行計画（一八三六～五三年）——

川村 朋 貴

はじめに

一八五〇年以前のアジア三角貿易の金融は、外国為替手形を取り扱うイギリス東インド会社と在インドのイギリス商会（いわゆる代理商）の手中にあった。前者は一八世紀末からの英印関係で一つの優先事項となっていた「本国費」の送金業務を遂行しながら、後者は中国やロンドンの個人商会とも提携した貿易活動を行ないながら、それぞれに「ロンドン宛手形」や「インド宛手形」による外国為替取引を行っていた^①。英領インドには、東インド会社によって三つの管区銀行（一八〇九年のベンガル銀行、一八四〇年のボンベイ銀行、一八四二年のマドラス銀行）が創設された。それぞれの管区銀行は、東インド会社の支配領域で発券業務を認められた唯一の株式銀行という特権的立場にあったとはいえず、それらに付与された「国王特許状」によって外国為替業務を禁止されたのである^②。

東インド会社やインド代理商の金融独占を打破しようと、インド貿易に關与するイギリス貿易商人たちはロンドンで商業銀行の設立を試みた。Bank of India（一八三六～三七年）やBank of Asia（一八四〇～四二年）の設立計画がそれである。両計画では、株式銀行の設立を掲げていたがゆえに、株主の有限責任という特権を認める「国王特許状」の取得が目指された。しかしその取得を困難にしたのが、東インド会社の支配

領域が株式銀行のビジネス対象になった場合、それへの国王特許状の付与を判断するのは東インド会社であると規定した「一八〇七年法」の存在であった。二つの銀行計画は結果的に失敗に終わったが、一八五〇年代初頭になるとイギリス貿易商人たちは再びロンドン銀行の設立を計画した。それが、一八五三年末に国王特許状を取得することに成功するチャータード銀行（Chartered Bank of India, Australia, and China）やアジア銀行（Chartered Bank of Asia）であった^③。以下では、これらの銀行群を「イースタン・バンク」と総称する。

本稿の目的は、東インド会社とイースタン・バンクの角逐がどのような歴史的脈で解釈されるべきかを明らかにすることである。

第一章 ジェントルマン資本主義とイギリス産業

イースタン・バンクの設立過程やその発展を考える際、ケインとホプキンズの「ジェントルマン資本主義」論がとくに有効であろう。彼らの目的は、イギリス帝国主義の起源をもっぱら本国社会・経済の発展にもとめ、それまでの支配的な学説であった「周辺理論」に挑戦することと、同時に、国際金融センターのロンドン・シティに注目することによって、イギリス経済の特質として産業的富よりも非産業的富の重要性を唱えることにあった。この議論では、産業革命の影響は極めて低く評価されて

いる。^④

一六八八年以降、有力なシティ利害関係者たちは、政府金融に関する国家政策の中心的役割を担うと同時に、イギリス国家の政治権力を独占する地主エリートとの結合体（つまりジェントルマン資本主義）を築くことに成功したというのである。彼らの多くは特許会社を通して植民地事業に深く関与した結果、その政治的影響力をイギリス政策（とりわけ海外貿易や帝国）の諸分野で発揮することができた。この代表例には、シティの中心的機関としてアジア貿易を独占した東インド会社が挙げられる。^⑤ところが、「一八五〇年以降、自由貿易は旧植民地体制を崩壊させ、新しい富の興隆とともに、地主貴族階級の漸進的な消滅を生み出し、ジェントルマン資本主義の一つの局面を終結させた」と、ケインとホプキンスは主張する。その場合、それについて発生した新しい経済的・政治的構造とそれに伴う帝国主義とは、イギリス北部の産業資本主義によって支配されるものではなかった。すなわち、貴族の権力・権威は、地方都市の産業ブルジョワジーではなく、シティの金融・サーヴィス部門から生まれてきた新世代のジェントルマン資本家たちに委譲されたというのである。一八五〇年以降、ジェントルマン資本主義の中核には国際的サーヴィスの高度に発達したネットワークの中心となったシティが位置づけられ、シティからの金融のグローバルな流れは、一九世紀後半に世界貿易が拡大するとともに加速し、かつ植民地の発展を決定する最大の要因であり続けた。この文脈において東インド会社は解散し、シティ主導のジェントルマン資本主義がアジアにも拡張された結果、たとえば、一九世紀後半の中国においてイギリス経済利害を代表した企業群の中で大きな変化が生じた。有力イースタン・バンクのひとつの香港上海銀行の登場（一八六五年）はその典型であった。香港上海銀行は、中国の海外貿易への金融や政府借款を引き受けることによって、一九〇〇年まで

にはイギリス非公式帝国の形成に大きく貢献するシティ利害として位置づけられる。ケインとホプキンスも指摘するように、「同行には決してイギリス産業に奉仕する、あるいはイギリス産業を優遇する意図」はなく、ロンドン支店を通してシティの「非常に有力な」銀行家たちと緊密な関係を保つことにあくまでも努めたのであった。^⑥

「ジェントルマン資本主義」論は多くの論者からの批判を受けたが、その中で特に強い拒否反応が、とりわけ大都市の製造業者とシティのジェントルマン資本家との経済的・社会的分離という考え方に集中した。ドーン-tonは、イギリス製造業者がロンドンの委託代理商や商會を通じて輸出貿易を組織していた事実を取り上げ、産業と金融との相互補完関係、シティ金融業者と製造業者との商業的・社会的交流、そして産業利害の政治的影響力を強調している。^⑦近年においては、ポーエンが東インド会社を事例にして、シティの有力企業が有益な輸出商品を創出するために地方産業との広範な取引を發展させていたことを示している。^⑧ウェッブスターは、一八三〇年代・四〇年代のイースタン・バンク設立の失敗例を取り上げ、銀行設立計画をめぐる地方製造業者とシティ商人との親密な相互利害関係の存在を示している。これは本稿の関心から最も注目すべき成果である。ウェッブスターは、インド政策に影響を与えたジェントルマン資本家たちの存在を認めつつも、彼らの行動に対して地方からの反対に直面した場合には、シティの有力者といえども独立独歩の道を歩むことは許されず、常に地方の製造業者との協力関係を築く必要があったと主張する。その原因として、ウェッブスターは銀行設立をめぐるロンドン商業利害の内的分裂を取り上げる。こうして彼は、一八五〇年以前のシティが海外金融ではいまだ支配的ではなく、むしろリヴァプールやブリストル等の地方商人の役割がより重要であったことを示唆し、「ジェントルマン資本主義」論の修正を唱えている。^⑨

イースタン・バンク問題に限定するならば、ウェッブスターの「ジェントルマン資本主義」論批判は、日本の経済史・銀行史家から多くの共感を得ることであろう。なぜなら、研究史上、イースタン・バンクを含んだイギリス海外・植民地銀行の世界展開は、世界資本主義の形成を先導したランカシャー「産業資本」とそれに追従するロンドン「金融資本」との協同的發展史の一つとして論究されてきたからである。アジアに進出したイギリス植民地銀行（つまりイースタン・バンク）の設立計画は、東インド会社の「担保前貸制度」を廃止しようとする運動に端を發したとされる。担保前貸制度とは、東インド会社がインドから本国に向けて年間四〇〇万ポンドを送金する手段として算用してきた本国送金手段のひとつであった。この制度を東インド会社の手中から奪い取る作業は、支配的資本たるランカシャー綿業資本とその再生産を助成するロンドン貿易・金融資本との協同戦線（いわゆる「マンチェスター＝ロンドン枢軸」、あるいは「ロンドン＝リヴァプール」枢軸）として資本主義社会の全勢力を動員して展開することになった。¹²つまり、インドの貿易・為替取引が東インド会社の本国送金制度に拘束されている旧植民地体制を克服することが、新・旧大陸を自己の市場としてその支配下におさめる体制を固めた産業資本と、ロンドン貨幣市場を基盤にして全世界に自分の支配する銀行網を張ろうとする銀行資本との協同作業であったということになる。とりわけ一八四〇年代・五〇年代という時期は、ランカシャー産業資本の世界展開を意味する自由貿易帝国主義の絶頂期と考えられたがゆえに、そのための金融的条件を形成する具体的表現が植民地銀行の設立とみなされた。この文脈における、オリエンタル銀行やチャータード銀行の登場の意義とは、あくまでもイギリス産業革命に立脚した拡大再生産を保障するための金融的条件を形成することにあつたと考えられたのであり、かつ東インド会社という前近代的な商業独占体を打倒した産業

資本主義の勝利を示す一つの事例として、現在でも信じられている。

これらの諸研究を踏まえたくうえで、改めて問いたい。地方製造業者とジェントルマン資本家との協同戦線がイースタン・バンクの設立をめぐるって成立していたという仮説がどれほど有効であるのか。その仮説は「ジェントルマン資本主義」論の反証となりえるのか。「ジェントルマン資本主義」論ではイースタン・バンクの設立過程を説明することはできないのか。本稿では、一九世紀前半にロンドンで計画されたイースタン・バンク三行を取り上げ、それぞれの設立発起人を比較・検討することによって、前述の問いに関する私見を述べてみたい。なお、以下で述べられたイギリス商人の経歴に関する多くの情報は、おもに*The Dictionary of National Biography*から引用した。

第二章 Bank of India設立計画の失敗

（一八三六～三七年）

一八三六年五月、東インド会社の本国送金制度に不満を持つイギリス本国の貿易商人たちは、ロンドンで資金調達をするBank of Indiaを設立するために結集した。この銀行の設立趣意書には、地方八都市を合わせて六三の東インド貿易商会・商人、そしてロンドンでは実に三二名が賛同・署名している。¹³この野心的な計画を先導したのが、St. Katharine's Docks Companyの副議長であり、かつCockerell & Trail Co.（一八四七年倒産）のパートナーとして有名なGeorge Gerard, de Hocheplid Larpentであった。Larpentは、カルカタ代理商の破綻原因として銀行業と投機的商業投資との結合を問題にし、将来的には両業務の分離が望ましいと考えた。彼は、一八三三年末には、東インド会社の規模に匹敵する本国送金業務を行ない、かつイギリスからインドへの

投資経路となるロンドン株式銀行の設立を目論み、その計画をイングラ
 ンド銀行総裁の John H. Palmer、経済学者の Thomas Tooke、マーチャ
 ントバンカーの Nathan Rothschild といったロンドン商業界の有力者に
 も持ちかけている。他方において、Larrent は、新たな圧力団体として
 のロンドン東インド・中国協会 (London East India and China
 Association) の創設にも加わり、初代会頭 (一八四七年まで) に就任して
 いる。この商業団体は、リヴァプールやグラスゴウの東インド・中国協
 会を模範にして、一八三六年一〇月にロンドンの商会・商人一〇〇社以
 上の会員で組織された。ロンドン東インド・中国協会や銀行計画は、イ
 ギリスのインド経済政策を決定する政治経済制度の枠組みを再構築しよ
 うとする一つの試みであり、アジア経済活動における地方商業利害に対
 するロンドン支配を再主張するものでもあった。

Bank of India 計画の素案は、東インド会社の役割を批判してきた経
 済学者 J.R. McCulloch によって作成された。McCulloch は、インドの経
 済発展にとって銀行の役割 (とくに紙幣発行と銀行手形の取り扱い) が極
 めて重要であると考えていた。東インド会社やインド代理商の金融独占
 を打破しようと、彼は、インド、セイロン、シンガポール、広東の各支
 店において預金受入、現金貸付、銀行券発行、手形割引、ブリオン取引、
 為替取引等の銀行業を行なうロンドン株式銀行の設立を計画した。とり
 わけ Bank of India の外国為替業務には、東インド会社の本国送金活動
 からインド商業・貿易を完全に切り離す効果があり、さらにその独自の
 銀行券の発行業務には、ベンガル銀行の発券業務を吸収する目的が含ま
 れた。McCulloch の考え方には、John Crawford と同じであった。
 Crawford は、シンガポールやペグーでの駐在官 (一八二二〜二七年) を
 長年勤めた経験を生かし、帰国後は、英領インドの悲惨な経済的現状を
 伝え、その改善方法を提案する活動をロンドンで行なっていた。彼が考

えていたインドの経済的改善策は、イギリスからの余剰資本と企業技術
 の漸進的導入に合わせた金融・通貨改革計画に基づくものであった。し
 たがって、Crawford も Bank of India の設立に賛同していた。

Larrent 以外の主要な Bank of India 臨時取締役を紹介すると、次のと
 おりになる。ロンドン利害では、ロスチャイルド商会と並ぶ有力マーチ
 ヤントバンカーとして知られる Baring Brothers & Co. の Thomas
 Baring がいた。彼は下院議員であると同時に、イングランド銀行の理
 事 (一八四八〜六七年) にも選出され、のちには総裁にもなる。Baring
 Brothers & Co. はロンドン東インド・中国協会に加盟していた。下院議
 員であった John Abel Smith は、中国で成長著しい Jardine, Matheson,
 & Co. のロンドン代理契約を結んでいた Magniac, Smith, & Co. (一八三
 四年ロンドンに設立) のパートナーである。ロンドン東インド・中国協会
 に加盟していた同商会は、一八三九年に帰国した William Jardine を共
 同経営者として迎え、Magniac, Jardine, & Co. を改名した。Larrent や
 Smith はパーマストンとも親しく、イギリスのアジア経済・外交政策に
 精通するシテイのジェントルマン資本家であったといえる。John
 Irving は、西・東インド貿易商会として知られた Reid, Irving, & Co. の
 パートナーであった。同商会もロンドン東インド・中国協会に加盟する
 有力商会であったが、一八四七年商業危機の影響で倒産することになる。
 Richard, Little, & Co. のパートナーである William Little も銀行設立の
 重要メンバーであった。同商会も一八四七年商業危機で倒産した。
 Fletcher, Alexander, & Co. (ロンドン東インド・中国協会に加盟) のパー
 トナーであった James Alexander や、Gregson, Melville, & Co. (ロンド
 ン東インド・中国協会に加盟) のパートナーであった Samuel Gregson も
 ほか七名のロンドン商人とともに、Bank of India の取締役予定者とな
 っていた。しかし、ロンドン利害を代表する彼らといえども、銀行設立

の実現には地方貿易商人の協力を必要としていた。その主要な地方貿易商人では、マンチェスター最大の工場を所有していたBirley & Co.のHuge H. Birleyが目立つ存在であろう。Birleyはマンチェスター商業会議所初代会頭（一八二〇～二七年）も勤めた経験をもつマンチェスターのトリー系有力綿業者として知られる人物であった。マンチェスター関係者では、Birleyのほかに、ウィッグ系下院議員（一八三二～四七年）であったPhillip, Wood, & Co.のMark PhillipとRobert Garnett & Co.（マンチェスター商業会議所 Manchester Chamber of Commerce に加盟）のRobert Garnettがいた。リヴァプール関係者では、Hugh and Jos. Hornby and Co.（リヴァプール東インド・中国協会 Liverpool East India and China Association に加盟）のJoseph Hornbyと他二名が加わった。グラスゴー関係者（二名）のなかでは、グラスゴー東インド・中国協会 Glasgow East India and China Association に属する有力商会James Finlay & Co.のK. Finleyが目立つ存在である。これらのほかに、ブラックバートンとランカスターの貿易商人が一名ずつBank of India取締役予定者に数えられた。

しかしながら、グラスゴー東インド・中国協会がBank of India設立に異を唱えた。その会頭であったThomas Speirは、LarpentのCockerell, Trail, & Co.やそのカルカタ代理商Cockerell & Co.と密接なビジネス関係をもっていたにもかかわらず、Larpentが主導する銀行の計画を、地方利害に対してロンドンの権威を再主張するような試みであると糾弾した。Speirは、株式銀行として巨大な資本をもつロンドン銀行の設立には、既存のあらゆる競争を抑制して結果的に他銀行の登場を妨げてしまう可能性をもつと主張したのである。

より興味深い事実は、ロンドン利害からも反発が起こったことである。Palmer, Mackillop, & Co.のパートナーであった前述のJohn H. Palmer

も、その設立に反対した。Palmer, Mackillop, & Co.は発起人として銀行の設立趣意書に署名したロンドン有力商会であった。Palmerの反対論は、インド輸出商品への無謀な投資の増加が、近年の破滅的な結果を生み過剰取引の拡大に導いた経験に基づくものであった。彼は、インドイゴ生産への過剰投機によるカルカタ商業危機の悪夢を案じていた。つまり、インド経済の主要な不安定要素は資金の供給側から生じるとPalmerは考えたのである。しかし、より注目すべきは、Larpentが会頭を務めるロンドン東インド・中国協会でさえも、彼が直接関与する銀行計画に反対したという事実であろう。この原因は、東インド会社が採用する本国送金制度のもとでは、インド貿易を独占したいロンドン東インド貿易商人とそのインド取引商が中心的役割を占めていた点にある。一八二九から一八三四年にかけてのカルカタ六大代理商の倒産によってインドで極度の資本不足が起こった際、それを解消するために、東インド会社は「担保前貸制度」という輸出金融を新たに導入した。これは、たとえばインドの東インド会社が特定の輸出商品を担保にしてインドの輸出業者からロンドン輸入業者宛の為替手形をルビーで買取るというインド輸出産業への前貸制度であった。ロンドンの東インド会社はインド商品の輸入業者にロンドン宛手形を提示し、その代金をポンドで受領すると同時に商品を引き渡す。このように一連の取引は、東インド会社の本国送金制度として機能していたのである。この制度の基本条件は、インド物産のロンドン集中とインド輸出貿易の促進であった。それゆえに、東インド会社はその条件に貢献する特定の商業・金融利害群を優遇し、それに対して選択的に融資していたのである。ロンドン東インド・中国協会は、確かに一八三七年には担保前貸制度の廃止を訴えているものの、その内部において一枚岩の組織的団結を成立させることは難しかったといえる。

Bank of India計画の反対論は、ベンガル銀行取締役会に加わっていたインド政庁財政委員のPrinsepからも寄せられた。彼の考えでは、インドの資源と商業を促進するためのイングランド資本はインド商業界から要請されていない。要するに、インドで必要とされているあらゆる有益なサービスが現在のベンガル銀行によって準備・提供されているというのである。イングランドで設立される機関がインドで銀行業を拡大するためには、そこで活動する同じ種類の別機関と業務提携することが望ましいとも考えられた。というのも、英印間の距離はあまりにも遠く、インド内陸での支店営業の大きな拡大が見込めるほどの輸送・通信手段はいまだ未発達のままであったからだ。このPrinsepの意向が反映されて、インド政庁とベンガル銀行はロンドンの新銀行計画に反対することになり、その結果として、東インド会社やインド監督局はこの問題をこれ以上議論することはなかった。

第三章 チャータード銀行とアジア銀行

(一八五二〜五三年)

一八五二年一〇月、チャータード銀行の設立が計画された。同行の設立趣意書には、「イギリスとつながりをもつインドの既存銀行の数と地位は：（中略）：現在必要とされるものでも不十分」な状況が指摘されている。英領インドでは、カルカッタ商会の大量破綻（一八四八年）や東インド会社の担保前貸制度の最終的停止（一八五一年）にもかかわらず、その金融的空白を補うような銀行機関が設立されない状況で、商業的要求を満たせない過度の資本不足に陥っているというのである。さらに次のように設立趣意書は続く。すなわち、「チャータード銀行は、主にオーストラリア植民地とインド・中国・東洋諸群島・その他地域との

広範かつ膨張しつつある貿易に対して、合法的銀行活動の諸便宜を拡張する。：（中略）：それと関連して、当銀行の目的は、英領インド・中国・オーストラリアそれぞれとイギリスとの直接貿易に対して、現在は不十分にしか提供されていない銀行の便宜を拡張することを包含する。オーストラリアの金発見以前には、その植民地・インド・中国・シンガポール・東洋諸群島の間で一つの広域貿易がすでに始まっていた」と。チャータード銀行は、一九世紀半ばのアジア貿易全体が経験していた「国際的契機」に注目して、それに対応するように、オーストラリア、インド、シンガポール、中国に店舗を開設するビジネス計画をもっていった点が、その設立趣意書から容易に理解できるであろう。

チャータード銀行を設立する際に作成された設立趣意書というものは、いうまでもなく、その設立発起人や取締役予定者たちの意思や戦略を反映する特徴をもつ。チャータード銀行の取締役予定者は、ロンドンの東インド貿易商人たちでほぼ占められていたといつてよいであろう。一八七一年まで銀行頭取を務めるThomas Alexander Mitchellは、下院議員であると同時に、ロンドン商会のSampson, Mitchell, & Co. パートナーであった。一八六一年まで銀行副頭取を務めたのがWilliam Nicolである。元東インド会社専属医師としてインドに渡ったNicolは、ボンベイ商業会議所に参加する有力商会William Nicol & Co.創設者であった。彼は大インド半島鉄道会社の取締役も兼任しており、ボンベイを中心としたインド商業界で大きな影響力を持った人物である。Peter Bellは、ロンドン東インド・中国協会の創設メンバーであるロンドン有力商会Scott, Bell, & Co.のパートナーであった。この商会はかつてBank of Indiaの設立計画にも関与していた。Bellはこの後にロンドン証券取引所加盟銀行City Bankの頭取に就任する。この銀行はチャータード銀行のロンドン取引銀行となった。John Bagshawもチャータード銀行の創

設に関わった。彼はカルカタ在住経験をもつロンドン東インド商人で、ロンドン東インド・中国協会の創設メンバーの一人である（一八五二年時点でもロンドン協会評議員）^{⑤4}。Bagshawはインド支店を持つUniversal Life Assurance CompanyやEastern Counties Railwayの取締役を兼任していた。William Cookはロンドン商会Cook Sons & Co.のパートナーであり、George Bowness Carrはロイズ保険組合にも所属したロンドン商人であった。James Morrison & Co.パートナーのJoseph Robert Morrisは、東インド・オーストラリア貿易を手がけたロンドン商人で、一八五四年ボンベイで設立されたマーカントイル銀行がロンドンに本店を移転する際、その取締役に就任した。マーカントイル銀行も、一八六〇年代にはチャータード銀行と並ぶ有力イースタン・バンクに成長する。William Lindsay & Co.のWilliam Shew Lindsayは、船舶業や石炭業にも関わったロンドン商人であった。彼は一八五四年に下院議員となった^{⑤5}。

チャータード銀行の設立は、下院議員James Wilsonの存在なしにはありえない。Wilsonは、自由放任主義を掲げるThe Economistの創刊者であり、反穀物法運動で一定の役割を果たした徹底した自由貿易論者であった。彼は一八四八年に初当選してウィッグ・ラッセル政権でのインド監督局秘書官に就き、一八五二年末にチャータード銀行の計画途中でウィッグ・アバディーン政権での大蔵省財務秘書官に抜擢され、大蔵大臣グラッドストンの諸政策を支えた^{⑤6}。大蔵省は、一八二五年以来、イギリス植民地に金本位制を導入することを目標にしていた。その政策を任されたのがWilsonであった。彼は金にリンクしたポンドの価値を体現する銀行券を発行する植民地銀行の機能を大いに活用しようと考えた^{⑤7}。チャータード銀行が一八五三年末に「国王特許状」を取得してアジア・ビジネスを展開できたのは、Wilsonの存在が大きかったといえる。

Wilsonは、自由貿易論者で知られるインド監督局総裁チャールズ・ウッド（ラッセル政権では蔵相）とも親交があり、まさしくジェントルマン資本家と呼ぶにふさわしい人物であろう。その後、数々の政府役職を歴任したWilsonは、インド担当大臣ウッドのもとでインド総督参事会の財政委員（一八五九〜六〇年）としてインドに赴任した。Wilsonは、ラシカシャー商業利害の意向に反して、インド反乱後のインド財政の大幅赤字を乗り切るために打ち出したインドの輸入関税引上げと公共事業圧縮政策を実施したのである^{⑤8}。Wilsonに加えて、元ニューサウスウェールズ立法評議会メンバーでウィッグ系下院議員のRobert Loweも重要である。Loweは、チャータード銀行の取締役辞任後、アバディーン政権のインド監督局共同秘書官に就任して監督局総裁ウッドを支えた。彼も自由貿易論者として有名である。

チャータード銀行と同じ一八五二年一〇月には、アジア銀行という新銀行も株式銀行をめざして国王特許状を申請した。アジア銀行の設立趣意書にも、その設立動機としてインドや中国でのイギリス製品輸入の増加傾向、ベンガル対外貿易の拡大可能性、オーストラリアの金発見、遠隔地通信手段の進歩等が掲げられている^{⑤9}。アジア銀行の設立においても、アジア貿易の「国際的契機」への金融的対応が非常に強く意識されていたといえる。Thomas Wingate Hendersonは、アヘン貿易に深く関与するボンベイ有力商会Remington & Co.で長年勤務してきた。この商会はJardine, Matheson, & Co.のボンベイ代理店としても有名である^{⑥0}。Hendersonは、一八五四年からオーストラリア植民地銀行Bank of Australasiaの取締役にも就任した。下院議員のPatrick F. Robertsonは、広東の有力商会Turner & Co.で働いていた経験をもち、London Assurance Corporation取締役も兼任していた。Robert Alexanderは前マドラス銀行取締役であった。John Entwistleはロンドン東インド・中

国協会に所属するロンドン有力商人で、London Docks取締役を兼任した。London Docks取締役を兼任したN. Alexanderも、ロンドンのAlexander, Cullen, & Co.のパートナーであった。Thomas Ogilvyはもとトリヴァプール老舗商会Ogilvy, Gillanders & Co.のパートナーであったが、イギリスを離れ、そのカルカタ代理店でベンガル商業会議所（二八三四年創設）に加盟する老舗商会Gillanders, Arbutnot, & Co.のパートナーになった。Gillanders, Arbutnot, & Co.は多くのカルカタ主要商會とともに、一八四八年三月、担保前貸制度の廃止を要求する運動をした。Robert Lindsay Leckieはボンベイ有力商會Leckie & Co.の創設者であり、James Fraserはシンガポール商業会議所（一八三七年創設）に所属する老舗商會Maclaine, Fraser, & Co.とペナンのFraser & Co.のパートナーであった。このように、アジア銀行の取締役予定者は、アジア植民地でかなりの社会的・経済的経験を持ち合わせたイギリス商人で構成されていたといえるであろう。

一方、東インド会社は、イースタン・バンクからのあらゆる要求を一貫して拒否してきた。すでに述べたように、英領インドにおいて発券業務を行なう株式銀行の設立は、東インド会社の「国王特許状」が付与されなければ法的に認められないことになっていた。そのことを前提にして、東インド会社取締役会は、次のような二つの問題を提起している。第一には、「インドの商業や社会においてさらなる銀行機関が必要とされているのか」という疑問であった。それに対する東インド会社取締役会の見解は、「インドで唯一の特許銀行である管区銀行がすでに存在している」ので、「インドの管区都市にはこれ以上の銀行機関は必要とされていない」というものであった。英領インドには、東インド会社の出資で設立された銀行券の発行業務を独占するベンガル、ボンベイ、マドラスの各管区銀行が存在していた。東インド会社取締役会が、「インド銀

行業のすべての要求を満たした管区銀行の適合性に満足している」と考えたのは、インド管区銀行の特権的立場を保護することが最大の理由なのである。第二に、「国王特許状を申請している銀行の業務が公共の利益に恩恵と保障をもたらすかどうか」という問題である。これに対して、東インド会社取締役会は、遠距離で行なわれる為替業務への嫌悪感を示し、「インド社会の利益にとって為替取引を目的に計画されたすべての銀行機関に有限責任の特権を与えることは不適当」であり、「経営者の向こう見ずな行動への抑制力を失わせることにつながる」と考えた。しかしここで看過できないのは、インド政府の本国送金活動への悪影響が強く懸念されていた部分である。東インド会社取締役会は、英印間の正常な商業活動が阻害されると批判された担保前貸制度を停止したうえに、その送金活動が特許状特権を付与された為替銀行の投機的活動によって妨害されることも不得策であると考えた。東インド会社の立場からイースタン・バンク問題を突き詰めていけば、本国送金業務という英印関係の最優先事項に行きつくのである。

チャータード銀行とアジア銀行の設立に対する反対論は、ロンドン東インド貿易商會群からも上がった。これら商會群は、新銀行への「国王特許状」の付与は「まったく余計で不必要、そして合法的なインド貿易とそれに関わる私企業の利益にとって有害な特権」であり、これを認めては絶対にいけないと、東インド会社に訴えた。「もしインド当局の規制が取り除かれ、新たな特許状の付与によって新銀行の創設が誘発されるならば、われわれは商業への最も深刻な結果を予想する」というのである。ここでいう深刻な結果とは、投機的な金融機関による過剰取引の促進が信用に有害な影響力を与え、さらには印英間の為替レートの混乱を生じさせるといふ、ロンドン・カルカタ商業界が一八四七・四八年に経験した商業危機の悪夢のことである。反対論を訴えたロンドン東イ

インド貿易商會を列挙すると、Arbuthnot & Lathamを代表として、Palmer, Mackillop, & Co.、Forbes, Forbes, & Co.、Rawson, Norton, & Co.、Gregson, Melville, & Co.、Finley, Hodgson, & Co.、Crawford, Colvin & Co.、Baring Brothers & Co.、Alexander, Matheson, & Co.といったロンドン商業界を代表する有力商會九社が名を連ねる。Alexander, Matheson, & Co.を除く八社はロンドン東インド・中国協會に創設時から加入する老舗商會であり、そのパートナーはロンドン東インド・中国協會評議会の主要メンバーであり続けた。ただし、Alexander, Matheson, & Co.も、その前身がジャーディン・マセソン商會のロンドン代理店Magniac, Jardine, & Co. (その前身はMagniac, Smith, & Co.)であったことから考えて、ロンドン老舗商會の一つとして数えることができる。一八五二年時点のロンドン東インド・中国協會評議会には、議長Samuel Gregson、副議長B.D. Colvinを中心に、John Alves Arbuthnot、Kirkman Dan Hodgson (一八四〇〜七八年イングリッド銀行理事、一八五九〜六一年副総裁、一八六一〜六二年総裁)、Alexander Mathesonらも加わっていた。そして、新イースタン・バンクの設立に反対するPalmer, Mackillop, & Co.、Gregson, Melville, & Co.、Finley, Hodgson, & Co.、Baring Brothers & Co.が、実は一八三六年Bank of Indiaの設立計画には賛同するロンドン商會であったという事実は、本稿の関心からも非常に興味深い。

しかもこのロンドン有力商會の反対論が、マンチェスター商業會議所(会頭Thomas Bazley)との連名で作成された。この事実は極めて重要である。周知のように、この経済団体の主要な活動目標は、イギリス綿製品品の輸出貿易を世界大に展開させることであった。その理由から、穀物法の廃止(一八四六年)に続き、つぎには東インド会社社の廃止とインドの直轄植民地化を実現し、イギリス綿業利害のための開放的な自由市場

を創出することに全力が注がれた。それを推進したマンチェスター選出のコブデンやブライトラが、インドをイギリス経済循環の一部分として組み入れようと、インドへの自由貿易の強要を声高に主張していた時期でもあった。マンチェスター商業會議所にとどまらず、リヴァプール東インド・中国協會も、新たなイースタン・バンク設立に反対した。リヴァプール東インド・中国協會から枢密院通商委員會への請願書で訴えられたように、新イースタン・バンクへの国王特許状の付与はインド貿易に従事するイギリス私商人にとって非常に不利益と考えられたのである。この協會は東インド会社取締役会にも、「インドでのその支配領域への銀行または銀行支店の進出に反対し続けることを強く望む」という旨の書簡を送った。枢密院通商委員會や大蔵省は、リヴァプール東インド・中国協會の主張をインドから株式銀行を排除してしまう論外なものとして退けたとはいえ、ランカシャーの二大商業団体がイースタン・バンク設立の強力な抵抗勢力であったという事実は、研究史上でも注目値することである。

最終的には、イースタン・バンクの必要性を否定し続けた東インド会社、マンチェスター商業會議所の協力を得たロンドン東インド・中国協會、そしてリヴァプール東インド・中国協會の反対論はイギリス政府によって却下され、一八五三年末、ついにチャータード銀行とアジア銀行は国王特許状を取得した。ただしこの場合、東インド会社の主張が部分的に認められ、銀行のインド業務が厳格に規制されることになった。

第四章 むすびにかえて

イースタン・バンクの設立過程は、「ジェントルマン資本主義」論が強調する「シテイ(金融)」対「地方(産業)」という二分法を当てはめ

ることで理解できるほど単純な問題ではないことは明らかであろう。ウエップスターが示したように、「Bank of India」の設立計画（一八三六―三七七）は、地方商業利害と連携・協力したロンドン商業利害（つまり「マンチェスター＝ロンドン」枢軸）によって立てられていた。彼はその事例を取り上げて、地方利害の重要性とジェントルマン資本主義の限界性を主張する。シティのジェントルマン資本家といえども、その自己主張には常に地方の製造業者との協力関係が不可欠であったというのである。しかし、彼らが計画した一八三〇年代・四〇年代の銀行設立は完全に失敗に終わっているものであり、むしろ「マンチェスター＝ロンドン」枢軸を封じ込めるジェントルマン資本主義の貫徹を証明する事例であるように思われる。ウエップスターが明らかにしたように、ロンドン商業利害は銀行計画に対して一致団結したとはいえず、ロンドン・シティという世界は多様な構成要素で形成された複雑な内部構造を有していたのであるが、彼のミス・リーディングは、ロンドンやインドでの金融業務を通して（一八三〇年以前ほどではないが）大きな権力を行使する東インド会社を、ロンドン東インド利害の総本山として位置づけていない点にある。ロンドンの銀行反対派が担保前貸制度に依存していたことから、一八四〇年代前半であつても東インド会社の存在は決して無視することはできない。Bank of India問題というのは、地方利害と手を組んだロンドン利害が東インド会社を中心とするロンドン利害に対抗しようとしたシティの内部闘争なのである。

さらに問題は続く。たとえ東インド会社に対抗するロンドン・地方利害同盟の存在がウエップスターの研究で確認されたからといって、その文脈の中で一八五〇年代初頭におけるイースタン・バンク設立の成功を説明することは間違いである。東インド会社の担保前貸制度の廃止運動は確かにロンドン・地方利害同盟によって先導されたのだが、その運動

の主導者が直接的にイースタン・バンクの設立計画人になつたわけではない。チャータード銀行やアジア銀行は、東インド会社やその寄生利害に対抗して自由貿易主義を支持する新世代のロンドン東インド貿易商人たちによって設立された。つまり彼らは、拡大するアジア貿易の「国際的契機」に対応する新規事業をロンドンで展開しようとした新参者たちなのである。しかもその多くは、実際に植民地社会・経済で活動してきたイギリス商人たちであつた。一八五〇年代初頭において「マンチェスター＝ロンドン」枢軸（あるいは「ロンドン＝リヴァプール」枢軸）を形成していたロンドン老舗商會群は、もはやイースタン・バンク設立の計画者ではなく、むしろ抵抗勢力となつていた。ここでは、一八三〇年代・四〇年代初頭と一八五〇年代初頭を比較して、彼らの立場が劇的に変化していることに注意しなければならない。一八四七・四八年商業危機を切り抜けた旧世代のロンドン東インド商人たちにとって、彼らの支配的立場を脅かす新興商人たちの躍進はかなりの脅威であつたろう。それゆえに、チャータード銀行やアジア銀行の設立をめぐる、アジア貿易に軸足を置くロンドン新興利害、地方商業利害と連携したロンドン老舗商會、そして東インド会社といった新・旧東インド貿易利害がシティでの主導権を争つた。しかしこの場合、イギリス政府に受け入れられたのは、「マンチェスター＝ロンドン」枢軸の主張ではなく、新世代のロンドン商人たちのビジネス計画であり、その結果、一八五〇年以前には実現しなかつたイースタン・バンクが誕生することになった。東インド会社の見解も、Bank of India計画の時とは対称的に、ほとんど受け入れられなかつた。これはすなわち、ロンドン東インド貿易利害の世代交代と同様に、シティに対するイギリス政府の態度の大転換（自由貿易政策の本格的採用）を意味している。一八五〇年以降に現れてきたジェントルマン資本主義の新しい形態は、「マンチェスター＝ロンドン」枢軸を中心と

して構築された政治的・経済的枠組みではなかったといえる。

- ① 徳永正二郎『為替と信用―国際決済制度の史的展開』、新評論、一九七六年、第六章；A. Tripathi, *Trade and finance in the Bengal presidency, 1793-1833*, Calcutta, 1979.
- ② A. K. Bagchi, 'Anglo-Indian banking in British India: From the Paper Pound to the Gold Standard', *The journal of imperial and commonwealth history* 13 (1985), pp. 93-108; A.K. Bagchi, *The evolution of the State Bank of India: the roots 1806-1876*, Bombay, 1987.
- ③ 川村朋貴「東インド会社とイースタンバンク―Bank of Asiaの設立計画とその失敗（一八四〇年～一八四二年）―」、『西洋史学』、第二〇七号（二〇〇二年）、一～三二頁。
- ④ P. J. Cain and A. G. Hopkins, *British imperialism, 1688-2000*, Hawlow, 2002（初版訳は、竹内幸雄・秋田茂訳『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅰ 創生と膨張 一六八八～一九一四』名古屋大学出版会、一九九七年、および木畑洋一・且祐介訳『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅱ 危機と解体 一九一四～一九九〇』名古屋大学出版会、一九九七年）。
- ⑤ ケイン、ホプキンス（竹内・秋田訳）『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅰ』第二章。
- ⑥ 同書、七二頁。
- ⑦ 同書、二八七～八九頁
- ⑧ M. Daunton, "Gentlemanly capitalism" and British industry 1820-1914', *Past and present* 122 (1989), pp. 119-58; S. D. Chapman, 'British marketing enterprise: the changing roles of merchants, manufacturers and financiers 1700-1860', *Business history review* 53 (1979), pp. 205-33.
- ⑨ H. V. Bowen, 'Sineews of trade and empire: the supply of commodity exports to the East India Company during the late eighteenth century', *The Economic history review* 55: 3 (2002), pp. 466-86.
- ⑩ A. Webster, "The strategies and limits of gentlemanly capitalism:

the London East India agency houses, provincial commercial interests, and the evolution of British economic policy in South and South East Asia 1800-1850", *The Economic history review* 59: 4 (2006), pp. 743-64; A. Webster, *The debate on the rise of the British Empire, Manchester*, 2006, p. 158-59.

- ⑪ 生川榮治『イギリス金融資本の成立』有斐閣、一九五六年、関口尚志「イギリス産業資本の確立と金融改革―その世界的インパクトを中心に―」大塚久雄・安藤良雄・松田智雄・関口尚志編『資本主義の形成と発展』東京大学出版会、一九六八年、三九三～四一九頁；関口尚志「市場および金融の発達」大塚久雄編『西洋経済史』筑摩書房、一九六八年、二一九～六四頁；吉岡昭彦『近代イギリス経済史』岩波書店、一九八一年、一〇八頁。

- ⑫ 徳永『為替と信用』、二九〇～二九二頁、二九六～二九八頁。
- ⑬ J. R. McCulloch, *Reasons for the establishment of a new Bank in India: with answers to the objections against it* (pamphlet 1836), pp. 44-46, in J. R. McCulloch, *A discourse on political economy; Historical sketch of the Bank of England; A new bank in India; A treatise on the rate of wages*, London, 1995.
- ⑭ Webster, 'The strategies and limits of gentlemanly capitalism', p. 9.
- ⑮ British Library (BL), *Oriental and India Office Collections* (OIOC), London East India and China Association (LEICA) annual report 1836, p. 19-21.
- ⑯ Webster, 'The strategies and limits of gentlemanly capitalism', p. 10.
- ⑰ John Crawford, 'A sketch of the commercial resources and monetary and mercantile system of British India, with suggestions for their improvement, by means of banking establishments', in K. N. Chaudhuri, ed., *The economic development of India under the East India Company 1814-1858*, Cambridge, 1971, pp. 345-63.
- ⑱ スタンリー・チャップマン（布目真生・萩原登訳）『マーチャント・バンキングの興隆』有斐閣、一九八七年、二二三頁。
- ⑲ 石井摩耶子『近代中国とイギリス資本―一九世紀後半のジャーデー

- ン・マゼンン商会を中心に」東京大学出版会、一九九八年、第二章に詳し。
- ⑳ D. Morier Evans, *The commercial crisis of 1847-1848*, London, 1849, reprinted New York 1969, p. 74, 91.
- ㉑ 熊谷次郎『イギリス綿業自由貿易論史—マンチェスター商業会議所一八二〇—一九三二年—』ネルヴァ書房、一九九五年、第二章。
- ㉒ C. Brogan, *James Finlay & Company Limited: manufacturers and East India merchants 1750-1950*, Glasgow, 1951.
- ㉓ Webster, 'The strategies and limits of gentlemanly capitalism', pp. 10-11.
- ㉔ K.N. Chaudhuri, 'India's foreign trade and the cessation of the East India Company's trading activities, 1828-1840' in A. Siddiqi ed., *Trade and finance in Colonial India, 1750-1860*, Delhi, 1996, p. 302. カルカッタ商業危機^① John Palmer & Co.を含むカルカッタの大代理商の連鎖倒産が起^②った。S. D. Chapman, 'The agency houses: British mercantile enterprise in the Far East c. 1780-1920', *Textile history* 19: 2 (1988), pp. 239-54; A. Webster, 'An early global business in a colonial context: the strategies, management, and failure of John Palmer and Co. of Calcutta, 1780-1830', *Enterprise and society: The international journal of business history* 6: 1 (2005), pp. 98-133.
- ㉕ Webster, 'The strategies and limits of gentlemanly capitalism', p. 11.
- ㉖ Ibid., pp. 12-13. 東^③本^④国^⑤系^⑥密^⑦制^⑧度^⑨の^⑩開^⑪閉^⑫の^⑬史^⑭ A. Tripathi, 'Indo-British trade between 1833 and 1847 and the commercial crisis of 1847-8', in A. Siddiqi, ed., *Trade and finance*, pp. 265-89^⑮ ⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- ㉗ 東^③本^④国^⑤系^⑥密^⑦制^⑧度^⑨の^⑩開^⑪閉^⑫の^⑬史^⑭ 第二章^⑮を参照された。
- ㉘ A.S.J. Baster, *The Imperial Banks*, London, 1929, pp. 91-92.
- ㉙ *The Economist*, no. 476, 9 October 1852, p. 1143.
- ㉚ C. Mackenzie, *Realms of silver: one hundred years of banking in the East*, London: Routledge & Kegan Paul, 1954, p. 15; Raymond J. F. Sullivan, *One hundred years of Bombay: history of the Bombay Chamber of Commerce, 1836-1936*, Bombay, 1936, pp. 10-11.
- ㉛ BL, OIOC, LEICA annual report 1836, p. 19; C. Mackenzie, *Realms of Silver*, p. 14.
- ㉜ BL, OIOC, LEICA annual report 1852, p. 13.
- ㉝ C. Mackenzie, *Realms of Silver*, pp. 13-15.
- ㉞ 川村朋貴「東インド会社解散以前のイースタン・バンク問題（一八四七—一八五七年）」『社会経済史学』七一巻二号（二〇〇五年）三三八頁。
- ㉟ H.A. Shannon, 'Evolution of the Colonial Sterling Exchange Standard', *IMF Staff Papers* 1 (1950-51), pp. 334-54; W.E. Nelson, 'The Gold Standard in Mauritius and the Straits Settlements between 1850 and 1914', *The journal of imperial and commonwealth history* 16: 1 (1987), p. 49.
- ㊱ R.J. Moore, *Sir Charles Wood's Indian policy, 1853-66*, Manchester, 1966, pp. 230-38; 熊谷『イギリス綿業自由貿易論史』一〇四—八頁。
- ㊲ BL, OIOC, L/F/2/160, Chartered Bank of Asia to the East India Company, 18 March 1853.
- ㊳ C. A. Trocki, *Opium, Empire, and the global political economy: a study of the Asian opium trade, 1750-1950*, London, 1999, p. 112.
- ㊴ Stephanie Jones, *Two centuries of overseas trading*, London, 1986, pp. 10-11; G.W. Tyson, *The Bengal Chamber of Commerce & Industry, 1853-1953: a centenary survey*, Calcutta, 1953, p. 14.
- ㊵ *Parliamentary Papers*, vol. VIII, 1847-48, pp. 382-83, Potter & Co. and others to the Earl of Dalhousie, March 1848.
- ㊶ Walter Makepeace and others, eds., with an introduction of C.M. Turnbull, *One hundred years of Singapore*, vol. II, Singapore, 1991, p. 207.
- ㊷ BL, OIOC, E/2/21, no. 9459, J. Melvill to H. Stark, 11 November 1852.
- ㊸ BL, OIOC, L/F/2/165, Arbutnot, Latham, & Co. and others to the Court of Directors of the East India Company, 25 July 1853.
- ㊹ BL, OIOC, LEICA annual report 1836, pp. 19-21.
- ㊺ 石井『近代中国イギリス資本』三六—三八頁。

- ④ BL, OIOC, LEICA annual report 1852, p. 13.
- ⑤ BL, OIOC, L/F/2/165, the Manchester Chamber of Commerce to the Court of Directors of the East India Company, 25 July 1853.
- ⑥ BL, OIOC, L/F/2/166, the Liverpool Chamber of Commerce to the Court of Director of the East India Company, 2 Sept. 1853; National Archives, Treasury Papers, T1/5821A, no. 20286, the Liverpool Chamber of Commerce to the President of the Board of Trade, 26

Sept. 1853.

*本稿は、二〇〇六年度文部科学省科学研究費補助金（若手研究B）による研究成果の一部である。

（富山大学人文学部助教授）